

ふれあい活動交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 高齢者・障害者・子育て中の親子等とボランティアが協働で企画運営した小地域での交流の場づくりを行う等の活動に対して、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「千曲市社協」という。）が、予算の範囲内で交付金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 次に掲げる要件を満たした者を含む、およそ10人以上のグループとする。

- (1) 市内在住の65歳以上の高齢者で、ひとり暮らしの者又は高齢者世帯の者
- (2) 市内在住の障害者
- (3) 市内在住で、子育て中の親子
- (4) その他社協が認めた者

(交付金額)

第3条 交付する金額は、100円に参加人数を乗じた額とし、年間30,000円を上限とする。

- 2 グループの新規立ち上げに関して経費を必要とする場合に限り、事項とは別に5,000円を上限に交付する。

(交付金対象経費)

第4条 交付の対象となる経費は、謝金、消耗品、印刷製本費、通信費、賃借料、保険料とする。

(交付条件)

第5条 交付の対象となるグループは、千曲市ボランティアセンターにボランティア登録した者とする。

- 2 交付の対象となるグループは、ボランティア活動保険等に加入した者とする。

(申請)

第6条 交付を受けようとするグループは、ふれあい活動交付金申請書（実績報告書）

（様式第1号）とふれあい活動交付金請求書（様式第2号）を併せて四半期（7・10・1・3月）ごとに会長に提出する。

(交付)

第7条 会長は速やかに交付金交付の可否を決定し、交付する。

附 則

(H21.4 改正第 1 号)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

ふれあい活動交付金申請書（実績報告書）

千曲市社会福祉協議会長 様

新規・継続

グループ名

代表者住所

代表者氏名

代表者電話

主たる会場

下記のとおり実施したことを報告し、ふれあい活動交付金を申請します。

年度 新規グループのみ記載		初回開催日	平成	年	月	日
実施日	参加人数	交付金額 100円×参加人数	活動内容			
1	/					
2	/					
3	/					
4	/					
5	/					
6	/					
7	/					
8	/					
9	/					
10	/					
11	/					
12	/					
計	回	人	円			

・年間1グループ30,000円を限度とします。

社協記入欄

ボランティア登録	有・無	ボランティア活動保険等の加入	有・無
----------	-----	----------------	-----

平成 年 月 日

ふれあい活動交付金請求書

千曲市社会福祉協議会長 様

グループ名 _____

代表者名 _____ 印

平成 年度（但し、平成 年 月～平成 年 月分）ふれあい活動交付金について、別紙のとおり実績報告書を添付して請求します。

請求金額 金 _____ 円

振込口座

金融機関名		支店(所)名		普通・当座
口座名義		口座番号		

※ 現金での交付を希望される場合は記入は不要です。